消防消第１３０号
平成８年７月５日

各 都 道 府 県 知 事　殿
（消防防災課・地方課扱い）

消 防 庁 次 長

消防組織法の一部を改正する法律の一部（消防職員委員会に関する事項）の施行について（通知）

消防組織法の一部を改正する法律（平成７年１０月２７日法律第１２１号）のうち消防職員委員会に関する事項は、消防組織法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成８年７月５日政令第２０７号）により、平成８年１０月１日から施行されることとなった。また、同法による改正後の消防組織法第１４条の５第４項の規定に基づき、消防職員委員会の組織及び運営の基準が、平成８年７月５日消防庁告示第５号をもって定められたところである。

これに伴い、消防職員委員会に関する留意事項等について下記のとおり通知するので、遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

第１　消防職員委員会の設置の目的等

１　消防職員委員会（以下「委員会」という。）は、消防職員（以下「職員」という。）
間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的としているものであること。（消防組織法第１４条の５第１項関係）

２　委員会は、消防組織法上「消防本部の組織」（消防組織法第１１条第２項）の一部として位置づけられるものであること。（消防組織法第１４条の５第１項関係）

３　委員会は、各消防本部に置かれるものであり、その組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁告示に従い、市町村の規則で定める必要があること。（消防組織法第１４条の５第４項関係）

第２　委員長

１　委員長は、消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある職員のうちから消防長が指名するものであること。（消防組織法第１４条の５第３項関係）

２　消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものは、消防本部及び消防署の組織及び所掌事務の実情に応じ、消防本部の次長、総務課長等の人事、組織、予算等の総務関係の事務を分掌する職とするものであること。この場合において、市町村の規則で消防長に準ずる職を複数定め、委員長として指名されている者に事故がある場合等においては、当該規則で定められている他の職にある者を委員長として指名することができるものであること。（消防組織法第１４条の５第３項関係）

第３　委員の定数

１　委員の定数は、消防本部及び消防署の組織を区分し、当該組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに定めるものであること。（消防庁告示第３条第１項関係）

２　消防本部及び消防署の組織の状況等にかんがみ、必要に応じ、消防本部における部課や消防署等をまとめ、これを組織区分として定数を定めることができるものであること。

第４　委員の指名

１　消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する職員のうちから委員を指名するものであること。（消防庁告示第４条第１項関係）

２　組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する職員の推薦に基づき指名することとされているが、職員による委員の推薦は、各組織区分に所属する職員による話合いにより行うものであること。（消防庁告示第４条第１項関係）

３　特に規模の大きい消防本部においては、必要に応じ、各組織区分に属する消防本部の部課や消防署等において委員の推薦を行う職員（以下「推薦人」という。）を推薦し、当該推薦人により当該組織区分から委員として推薦される職員（以下「被推薦人」という。）の決定を行うこととする間接推薦の方法も認められるものであること。この場合においても、推薦人の推薦及び被推薦人の決定の方法については２によるものであること。（消防庁告示第４条第１項関係）

第５　委員の任期

委員は、引き続き２期を超えて在任することはできないものであるが、小規模な消防本部等で、委員である職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該職員が委員として引き続き２期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合においては、例外として、引き続き２期を超えて在任することもできるものであること。（消防庁告示第５条第３項関係）

第６　職員の意見の提出

職員の意見は、委員会の庶務を所掌する部課を通じて委員会に提出するものであること。（消防庁告示第６条関係）

第７　委員会の会議及び議事等

１　委員会の会議は、委員長及び委員によって行われるものであること。

２　委員長は、委員会を招集するにあたり、会議を開く日の２週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる職員から提出された意見の概要を委員に通知するものであること。（消防庁告示第７条第２項関係）

３　委員長及び委員は、あらかじめ委員長が定めた審議時間の範囲内に審議を終えるよう効率的な審議に努めることとするものであること。

第８　委員会の意見

委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類して消防長に対し意見を述べるものであるが、その区分は、以下の区分に準じることが適当であること。（消防庁告示第８条関係）

①　実施することが適当である。

②　諸課題を検討する必要がある。

③　実施は困難と考える。

④　現行どおりでよい。

第９　消防長の処置等

１　消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。

２　消防長は、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を職員に周知するものであること。

第10　庶務

１　委員会の庶務は、消防本部の人事、組織、予算等の総務関係の事務を所掌することとされている部課において処理するものであること。（消防庁告示第９条関係）

２　委員会の庶務を処理する部課においては、職員から提出された意見について、現在の状況、当該意見に関する事項を所掌する部課の所見等を委員会の開催までに取りまとめておくことが適当であること。

第11　その他

１　消防長は、特別の事情がある場合を除き、委員である職員が委員会に出席するために必要な配慮をするものであること。

２　職員は、委員会へ意見を提出したこと又は委員会の委員として正当な行為を行ったことの故をもって不利益な取扱いを受けることはないものであること。